

障害者の権利に関する条約の批准について

平成 26 年 1 月 14 日

健康福祉部障がい福祉課

1. 条約の趣旨

(1) 目的

障がい者の人権・基本的自由の享有の確保、障がい者の固有の尊厳の尊重の促進

(2) 障がい者の権利の実現のための措置等

- ①障がいに基づくあらゆる差別（合理的配慮※1の否定を含む）の禁止
- ②障がい者の社会への参加・インクルージョン※2の促進
- ③障がい者の自己決定権の保障

※1 過度の負担ではないにもかかわらず、障がい者の権利の確保のために必要・適当な調整等
（例：スロープの設置）

※2 社会的包摂・つながり。誰も排除しないこと

2. 条約成立の経緯・締結に向けた国内の取組

(1) 条約成立の経緯

2006年12月国連総会で採択

2007年9月署名（日本政府）

2008年5月条約発効（2013年12月1日現在：137か国及び欧州連合が締結済み。）

(2) 条約締結に向けた国内の取組

①条約締結に先立ち、障がい当事者の意見も踏まえつつ国内法令の整備を推進

②2009年12月「障がい者制度改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）を設置し、当面5年間で障がい者制度に係る改革の集中期間に設定

2011年 6月 障害者虐待防止法（成立）

2011年 8月 障害者基本法（改正）

2012年 6月 障害者総合支援法（成立）

2013年 6月 障害者差別解消法（成立）、障害者雇用促進法（改正）

2013年12月 障害者権利条約（承認）

2013年12月～ 障害者権利条約の批准

3. 条約締結の意義及び効果

(1) 条約の位置づけ

批准された権利条約は憲法と各法律の間に位置づく法的効力を持つ

(2) 条約締結の効果

①障がい者の権利の実現に向けた取組を一層強化

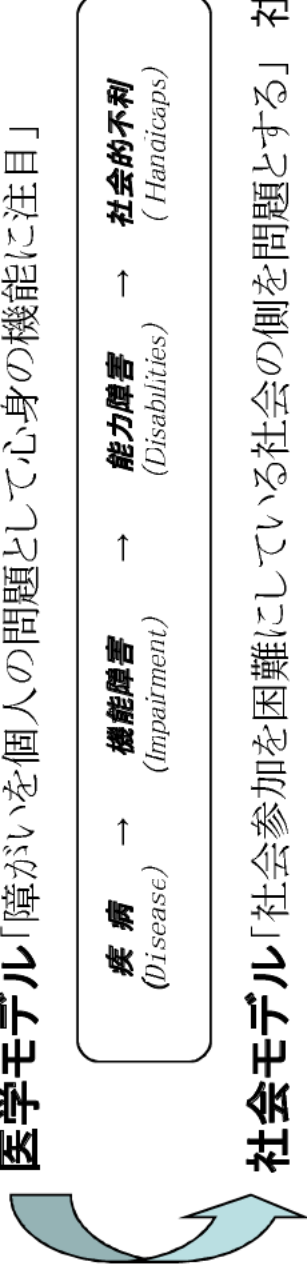
②障がい者の自由権的権利（身体的自由・表現の自由等）・社会権的権利（教育・労働等）を促進

障害者の権利に関する条約の基本的な考え方

Nothing about us, without us! (我々抜きに我々を決めるな) 当事者参加による政策の決定

- ☆ 障がいの概念の転換(医学モデルから社会モデルへ)

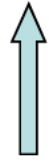
医学モデル「障がいを個人の問題として心身の機能に注目」



国際障害分類試案 1980 (WHO)

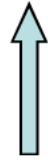
医学モデル

求められるのは



障がい者の努力

障がい者は



保護される客体

慈善的な福祉
モデル

社会モデル

社会の変革

権利の主体

権利保障
モデル

- ☆ 保護の対象から社会の平等な一員へ (保護の客体から権利の主体へ)

- ☆ インクルーシブな社会の構築

(障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現)